

処 分 通 知 書

令和元年8月9日

八木啓代 殿

大阪地方検察庁

検 察 官 検 事 小 橋 常 和



貴殿から平成29年5月15日付けで告発のあった次の被疑事件（平成31年3月15日付けで大阪第一検察審査会において公訴を提起しない処分を不当とする議決がなされた被疑事件）は、下記のとおり処分したので通知します。

記

- 被 疑 者 佐川 宣壽, 田村 嘉啓
- 罪 名 公用文書毀棄
- 事 件 番 号 平成31年検第 5014, 5015 号
- 処 分 年 月 日 令和元年8月9日
- 処 分 区 分 不 起 訴